

国立大学法人岩手大学環境マネジメント推進委員会規則

平成18年5月18日 制定

令和5年9月28日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学における全学委員会に関する規則第2条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学環境マネジメント推進委員会（以下「推進委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 推進委員会は、岩手大学における環境マネジメントに関する重要事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 岩手大学環境方針に関すること。
- 二 環境目的・目標及び活動計画に関すること。
- 三 岩手大学環境マネジメントに関すること。
- 四 その他環境マネジメントに関する重要事項

2 推進委員会は、その審査に基づき関係部局に対し改善等を勧告し、又は指導助言することができる。

(組織)

第4条 推進委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 理事
- 二 副学長
- 三 学部長
- 四 各学部の副学部長のうちユニット責任者の任にある者 各1名
- 五 学務部長、研究・地域連携部長、法人運営部長及び法人運営部次長
- 六 その他学長が必要と認めた者

(委員長)

第5条 推進委員会に委員長を置き、理事又は副学長をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、議長となる。

(会議)

第6条 推進委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員以外の者の出席)

第7条 推進委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、施設課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成18年5月18日から施行する。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。